

雲南市



©DLE

企業立地優遇制度のご紹介

1 企業立地助成金

投資で増加した固定資産税相当額を助成

3年間～**最大 5年間**

2 雇用促進助成金

増加常用雇用者数の人数に応じて助成

※但し、市内在住者に限る

●1～4名→**40万円**/人 ●5名～→**70万円**/人

最大限度額 **5千万円**

3 用地取得助成金

用地取得費の一部を助成

10%～最大40% 最大限度額 **5千万円**

4 家賃・通信費助成金

※ソフト産業に限る

オフィスにかかる家賃及び通信費を助成

8年間 上限各 **20万円**/月

1. 島根県と雲南市の優遇制度を合わせて活用

※助成制度には一定の要件があります。

【中小企業：製造業の場合】

- ①県の投資助成金 投下資本総額の**最大 30%** (限度額7億円) 【県】
- ②企業立地助成金 増加した固定資産税相当額を助成**最大5年間** 【市】
- ③雇用促進助成金 新規常用正規従業員**最大 200万**/人 【県+市】
- ④用地取得助成金 用地取得費の**最大 40%** (上限5千万円) 【市】

【中小企業：ソフト産業の場合】

上記に加えて

- ①家賃助成金 オフィスにかかる家賃を**8年間**助成 【県+市】
- ②通信費助成金 オフィスにかかる通信費を**8年間**助成 【市】 ※県は5年間助成

認定要件…新設・増設に係る投資

業種	区分		認定要件		備考
			増加固定資本額	増加雇用者数	
製造業		新設	1億円以上	10人以上	※1：中小企業とは、資本金3億円以下または常用従業員300人以下の企業（みなし大企業を除く）
		増設（移設）	5千万円以上	5人以上	
	中小企業 ※1	新設			
		増設（移設）			
ソフト産業（IT含） 宿泊業		新設	（1千万円以上） ※2	3人以上	※2：増加固定資本額が1千万円に満たなくても増加雇用者数を達成していれば雇用助成は支給
		増設（移設）		2人以上	

- 1) 新設…市内に施設を有しない企業が新たに施設を設置すること及び市内に施設を有する企業が当該施設と業種を異にする施設を設置すること。
- 2) 増設…市内に施設を有する企業が当該施設を増強すること。
- 3) 移設…市内に施設を有する企業が当該施設に代わり、当該施設と同一の業種の施設を市内の他の場所に設置すること。
- 4) ソフト産業…ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、コールセンター業、インターネットサービス業など
- 5) 宿泊業…旅館業法第2条に規定するホテル営業または旅館営業の用に新たに供した建物（新築または増改築）であるもの

助成内容

業種	製造業・ソフト産業（IT含）・宿泊業			
区分	要件等		助成内容	限度額
企業立地助成金	投資で増加した固定資産税相当額を3年間助成 ※但し、投下固定資本総額3億円以上は5年間			—
雇用促進助成金	増加常用雇用数が認定要件の人数を超えた場合、市内在住者に限り	1～4名	40万円/人	5千万円
		5名～	70万円/人	
用地取得助成金	基本助成割合	10%	10%～ 最大40%	5千万円
	市内既存企業加算	+5%		
	投資額加算（3億円以上）	+5%		
	面積加算（1ha以上）	+5%		
	本社機能移転拡充加算	+5%		
	産業の高度化加算	+5%		
	地域貢献加算	最大5%		
家賃助成金 （※ソフト産業に限る）	オフィスにかかる家賃を8年間助成			20万円/月 （1万円/月・坪以内）
通信費助成金 （※ソフト産業に限る）	オフィスにかかる通信費を8年間助成			20万円/月

- 1) 本社機能移転拡充加算…市外からの本社機能移転または市内企業の本社機能強化拡充に取り組む企業
- 2) 産業の高度化加算…労働生産性、研究開発施設、技術者数など
- 3) 地域貢献加算…県内企業との取引額、大規模雇用、産業集積に貢献する業種など